

衆院憲法審自由討議要旨

衆院憲法審査会で三日行われた各党による自由討議の要旨は次の通り。(国民投票法改正案に関する法案審議部分は省略)

⑤面参照
大串博志氏(立憲民主)曰
本学術会議における首相の会
員任命拒否の根拠として、憲
法一五条一項の公務員選定に
おける国民の権利という規定
を利用して政府から語られ
た。ごまごま読めば任命拒
否できるという解釈に至れる
のか理解できない。このよう
な乱暴な憲法の利用、悪用自
体が大問題だ。

石破茂氏(自民) 審査会を
小委員会に分けて、四十七都
道府県、できれば全小選挙区
で議論すべきだ。運営につい
て幹事で議論し、合意を得
て、とにかく国会が最高法規
である憲法の改正に真摯(し
んし)に臨んでいる姿勢を見
せることが何より必要だ。

大口善徳氏(公明) 国民投
票法についてはCM規制のほ
か、投票日当日の運動の可否
などさまざまな論点が提起さ
れている。論点ごとにかみ合
った議論をして結論を出して
いくには、幹事会の下に検討
会を設置して議論を集約して
から審査会の審議に反映さ
せていくことも検討に値す
る。

足立康史氏(維新) 国民投
票法改正案について日本維新
の会は先週の審査会で、ただ
ちに採決するよう動議で訴え
た。(年明けに)通常国会が
開会されれば遅滞なく採決す
べきだ。

山田賢司氏(自民) 憲法五
六条は(本会議の定足数につ
いて)総議員の三分の一の出
席を求めている。「出席」は
現行では(議場に)存在する
こと。感染症が広がった時
国会が機能しない状態になっ

てはいけない。憲法の文言を
変える必要があるのか審査
会で整理していく必要があ
る。

山花郁夫氏(立民) (与野
党の)筆頭幹事間の協議で
(投票の利便性向上など改正
案の)七項目の質疑はちゃん
どしたいと言ってきた。きよ
うの(法案審議での)質疑は
かみ合っていないと感じた。
引き続き議論が必要だ。

本村伸子氏(共産) 国民投
票は国民誰もが自由に意思を
表明し、運動が自由にできる
ことが原則でなければならな
い。現行法は公務員や大学教
員から幼稚園の先生まで、教
育に携わる全ての人の国民投
票運動を禁止している。主権
者である国民の意思を最大限
くみ尽くすことに反する。

山尾志桜里氏(国民民主)
憲法で緊急事態の時に行政権
の強化を認める場合は、国会
の関与方法や期間、延長の可
否、司法救済などの手続きや
ルールを事前に決めておくの

が肝だ。

中谷元氏(自民) 平和安全
法制が成立して五年。あれだ
け真剣に集団的自衛権や自衛
隊の対応を議論した。野党の
あの時の熱気と憲法への問題
意識はどこにいったのか。憲
法九条は多くの変遷を遂げて現
在に至っている。審査会で九
条も含めてしっかり議論すべ
きだ。

奥野総一郎氏(立民) (九
条を含む自民党の改憲) 四項
目を前提に議論を急ぐ姿勢は
審査会の創設理念に反する。
今は一致団結してコロナ禍に
対処すべきだ。国民投票法改
正案を採決したら、たたちに
四項目提案に移ることはな
いと、はっきりさせてほし
い。

新藤義孝氏(自民) 法案審
査をしようというものはその
手続きを進め、次の議論につ
いては論点整理をして新たに
法案を出せるように審査会を
やる。一方で憲法本体の議論
は粛々とやっていく。